第十四条第二項第一号中「第五号」を「第八号」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　本部は、実行計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、第四十三条第二項に規定する認定農林水産物・食品輸出促進団体の意見を聴かなければならない。

第十五条第一項中「この条及び第三十八条において」を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

３　登録発行機関は、輸出先国の政府機関から、輸入条件が定められている農林水産物又は食品について、登録発行機関が輸出証明書を発行するよう求められている場合であって、当該農林水産物又は食品の輸出を行う事業者から申請があったときは、主務省令で定めるところにより、輸出証明書を発行することができる。

第十六条第一項中「第三十四条第四項第三号」を「第三十七条第四項第三号」に改める。

第十七条第一項中「第三十八条」を「第五十三条」に改め、同条第七項中「第三十八条第六項」を「第五十三条第六項」に改める。

「第二節　登録認定機関」を「第二節　登録発行機関」に改める。

第十八条の見出し中「登録認定機関」を「登録発行機関」に改め、同条第一項中「登録認定機関」を「登録発行機関」に改め、「以下」の下に「この節において」を、「より」の下に「、主務省令で定める区分ごとに」を加える。

第二十条第一項第一号中「第十七条第三項の規定による認定又は同条第四項の規定による確認（以下「認定等」という。）」を「第十五条第三項の規定による輸出証明書の発行（以下「発行」という。）」に改め、同項第二号中「施設認定農林水産物等」を「輸入条件が定められている農林水産物又は食品」に改め、同号イ中「いう」の下に「。第三十五条第一項第二号イにおいて同じ」を加え、同号ロ中「いう」の下に「。第三十五条第一項第二号ロにおいて同じ」を加え、同条第二項第二号中「登録認定機関」を「登録発行機関」に改め、同項第三号中「登録認定機関」を「登録発行機関」に、「認定等」を「発行」に、「施設認定農林水産物等」を「輸出証明書」に改め、同項第四号中「登録認定機関」を「登録発行機関」に、「認定等」を「発行」に改める。

第二十二条第一項及び第二項中「登録認定機関」を「登録発行機関」に改める。

第二十三条の見出し中「認定等」を「発行」に改め、同条中「登録認定機関」を「登録発行機関」に、「認定等」を「発行」に改める。

第二十四条第一項中「登録認定機関」を「登録発行機関」に、「認定等」を「発行」に改める。

第二十五条第一項中「登録認定機関」を「登録発行機関」に、「認定等」を「発行」に改め、同条第二項中「認定等」を「発行」に改める。

第二十六条第一項中「登録認定機関」を「登録発行機関」に、「認定等」を「発行」に改める。

第二十七条第一項中「登録認定機関」を「登録発行機関」に、「第五十四条第二号」を「第六十九条第二号」に改め、同条第二項中「登録認定機関」を「登録発行機関」に改める。

第二十八条中「登録認定機関」を「登録発行機関」に改める。

第二十九条中「登録認定機関」を「登録発行機関」に、「認定等」を「発行」に改める。

第三十条第一項中「登録認定機関」を「登録発行機関」に改め、同条第二項及び第三項中「登録認定機関」を「登録発行機関」に、「認定等」を「発行」に改める。

第三十一条及び第三十二条中「登録認定機関」を「登録発行機関」に、「認定等」を「発行」に改める。

第三十三条の見出し中「登録認定機関」を「登録発行機関」に改め、同条中「登録認定機関」を「登録発行機関」に、「認定等」を「発行」に改める。

第五十四条第一号中「第二十二条第二項」の下に「（第三十六条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号中「第二十七条第一項」の下に「（第三十六条において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第二項」を「第二十七条第二項（第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同条を第六十九条とする。

第五十三条中「第四十一条」を「第五十六条」に改め、同条を第六十八条とする。

第五十二条第一項中「第四十七条」を「第六十二条」に改め、同条を第六十七条とする。

第五十一条中「第四十二条」を「第五十七条第一項又は第二項」に改め、同条を第六十六条とする。

第五十条中「違反行為をした」の下に「登録発行機関若しくは」を加え、「当該登録認定機関」を「これらの者」に改め、同条第二号中「第二十六条第一項」の下に「（第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同条第三号中「第三十一条」の下に「（第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同条を第六十五条とする。

第四十九条中「第三十九条第一項」を「第五十四条第一項」に、「第四十条第一項」を「第五十五条第一項」に、「者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条を第六十四条とする。

第四十八条中「第三十二条」の下に「（第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、同条を第六十三条とする。

第四十七条中「第三十条第二項」の下に「（第三十六条において読み替えて準用する場合を含む。）」を、「をした」の下に「登録発行機関若しくは」を加え、「当該登録認定機関」を「これらの者」に改め、同条を第六十二条とする。

第八章を第九章とする。

第七章中第四十六条を第六十一条とする。

第四十五条中「第三十八条第二項」を「この法律」に、「都道府県等」を「地方公共団体」に、「事務は」を「事務のうち、次に掲げるものは」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第三十七条第七項（第三十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る輸出事業計画に係るものに限る。）

二　第五十三条第二項の規定により都道府県等が処理することとされている事務

第四十五条を第六十条とし、第四十四条を第五十九条とし、第四十三条を第五十八条とする。

第四十二条の見出し中「認定輸出事業者」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

２　主務大臣は、認定農林水産物・食品輸出促進団体に対し、輸出促進業務の実施状況について報告を求めることができる。

第四十二条を第五十七条とし、第四十一条を第五十六条とする。

第四十条第一項中「に」の下に「登録発行機関若しくは」を加え、「その登録認定機関」を「これらの者」に改め、「立ち入り」の下に「発行若しくは」を加え、同条第四項中「第三十八条第三項」を「第五十三条第三項」に改め、同条を第五十五条とする。

第三十九条の見出し中「登録認定機関」を「登録発行機関等」に改め、同条第一項中「おいて」の下に「登録発行機関若しくは」を加え、「その登録認定機関」を「これらの者」に改め、「立ち入り」の下に「発行若しくは」を加え、同条を第五十四条とする。

第三十八条第一項中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改め、同条を第五十三条とする。

第七章を第八章とする。

第三十六条及び第三十七条を削る。